

虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、他の利用者による①から③までの掲げる行為と同様の行為の放置、その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会に関する事項

- (1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年 1 回以上開催し、次のことを協議します。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。
- ・再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

（2）委員会の構成員

委員長は理事長とする。委員の選任については、当該事業所の管理者、その他委員長が指名した者とする。

（3）虐待防止委員会は身体拘束適正化委員会の委員を兼ねる。

（4）関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年 1 回及び職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4 法人内で発生した虐待の報告に関する基本方針

- ① 利用者本人及び保護者等からの虐待の通報がある場合、また職員等が利用者への虐待を発見した場合は、虐待防止責任者（管理者）もしくは虐待防止担当者（サービス提供責任者等）、更には行政機関の担当窓口
に報告します。
- ② 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待
等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者からの事情を確認します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等
にのっとり必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外
部機関に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、
原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町村の行政機
関に報告します。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村へ報告するとともに、その要因の除去に努めます。 客観的な
事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合には、役職位を問わず厳正に対処します。また、緊急性の高い
事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先します。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等し、またはホームページに公表し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7 その他虐待防止の推進のために必要な事項

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、外部機関による虐待防止に関する研修等にも積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は令和4年4月1日から施行する。